

第3次プラン具体的施策(案) (事業の内容及び説明)

資料4

基本 方向 性 目 録	事業の内容	説明	担当課
1-1-1	転入時に「多言語生活ガイドブック」を配布(QRコード)	・市民課窓口にて、外国人転入者に多言語生活ガイドブックのQRコード一覧表を配布します。	人権・男女共生課
	「多言語生活ガイドブック」の利用促進(QRコード一覧の配布・設置など)	・多文化共生プラザ、各地域づくりセンター、各保健センターにQRコード一覧を設置するとともに、市内大学などにも設置を依頼します。	人権・男女共生課
	企業への「多言語生活ガイドブック」活用の依頼	・ハローワークをとおし、外国人従業員雇用事業所に活用を依頼します。 ・「労政まつもと」にガイドブックの紹介記事を掲載します。	人権・男女共生課 労政課
	企業での生活ガイドガイダンスの実施	・ハローワークをとおし、外国人従業員雇用事業所に出前講座を周知します。 ・「労政まつもと」に生活ガイドガイダンスの紹介記事を掲載します。	人権・男女共生課 労政課
1-1-2	【見直し】各担当部署の多言語対応体制の充実	・来客の多い窓口への翻訳機導入など、関係課と協議を進めます。(人権・男女共生課)	関係課
	生活関連多言語ホームページの作成	・外国人住民が見やすい生活関連情報ページを作成し、防災情報などをやさしい日本語で一元的に掲載します。	人権・男女共生課
	ごみの分け方・出し方に関する資料とスマートフォンアプリの多言語化	・「家庭用ごみ・資源物の分け方・出し方」の配布、スマートフォンアプリ「さんあ〜る」の発信をします。 ・8ヶ国語(英語、中国語、スペイン語、タガログ語、ポルトガル語、韓国語、タイ語、ベトナム語)	環境業務課
	各種事業・イベント情報の多言語化とSNSやHP等を活用しての情報提供	・広報まつもとにイベント情報を掲載します。 ・SNSによる多言語発信。	人権・男女共生課 (多文化共生プラザ)
1-1-3	【新規】多文化共生に資する町会文書翻訳体制の充実	・地域での多文化共生を推進するため、地域に住む外国人住民に周知する必要がある文書等を翻訳する体制づくりを目指します。	人権・男女共生課
	ごみの分け方・出し方に関する資料とスマートフォンアプリの多言語化【再掲】	・「家庭用ごみ・資源物の分け方・出し方」の配布、スマートフォンアプリ「さんあ〜る」の発信をします。 ・8ヶ国語(英語、中国語、スペイン語、タガログ語、ポルトガル語、韓国語、タイ語、ベトナム語)	環境業務課
	【見直し】生活関連情報の多言語化	・生活保護受給者に配布している「保護のしおり」を多言語化し、制度について周知します。 ・生活に必要な情報を提供します。「松本市に転入されたみなさまへ」「松本市内で転居されたみなさまへ」「松本市から転出されるみなさまへ」案内の多言語化。	生活保護課 市民課
1-2-1	各地区にキーパーソンを育成(各地区での募集・掘り起こし)	・各地区で交流イベントの開催を計画し、キーパーソンの掘り起こしに繋がります。	人権・男女共生課 (多文化共生プラザ)
1-2-2	キーパーソン研修の実施	・キーパーソン研修を開催し、キーパーソンスキルの向上やキーパーソン同士の交流に繋がります。	人権・男女共生課
1-2-3	キーパーソンネットワークでの情報共有	・研修などを通し、キーパーソン同士の繋がりを作ります。	人権・男女共生課
	ネットワークを活用したキーパーソンから外国人住民への情報拡散	・多文化共生に有用な情報などを行政からキーパーソンに発信し、キーパーソンを通して、外国人住民への情報の広がりを目指します。	人権・男女共生課
1-3-1	多文化共生プラザで寄り添い型支援の実施	・案内だけでなく、必要に応じて行政窓口等への同行や問題解決までのフォローアップを行います。	人権・男女共生課 (多文化共生プラザ)
	多文化共生プラザ相談員の事例検討等によるスキルアップ	・事例検討による相談員のスキルアップや複雑多岐な相談への組織的な対応に努めます。	人権・男女共生課 (多文化共生プラザ)
1-3-2	多文化共生プラザ相談員とキーパーソンとの連携	・キーパーソンとの連携により、外国人住民の困りごとの拾い上げに繋がります。	人権・男女共生課 (多文化共生プラザ)
	民生・児童委員との連携	・地域での困りごと、外国人住民の困りごとの拾い上げに繋がります。	人権・男女共生課 (多文化共生プラザ)
	地域づくりセンターとの連携	・地域での困りごと、外国人住民の困りごとの拾い上げに繋がります。 ・地域全体で外国人住民の困りごとを拾い上げられるような仕組みづくりを検討していきます。	人権・男女共生課 (多文化共生プラザ) 地域づくりセンター
1-3-3	集住地区での相談の実施	・ふだん多文化共生プラザに繋がらない層にアウトリーチするため、外国人住民が比較的多い地区での相談を実施します。	人権・男女共生課 (多文化共生プラザ)
	【見直し】外国人コミュニティの拠点におけるプラザの周知	・多文化共生プラザのより効果的な周知のため、外国人住民が集まる外国食料店や宗教施設などでパンフレットの配布を依頼します。	人権・男女共生課 (多文化共生プラザ)
1-4-1	各教室に必要な日本語ボランティアの募集	・各教室の状況を的確に把握し、広報まつもとや主催講座の実施などを通じてボランティアの募集を行います。	生涯学習課・中央公民館
	教材・指導書等の充実	・日本語教育教材等を購入し、多文化共生プラザに配架します。	人権・男女共生課
	日本語教室に関する情報の収集・発信	・教室のニーズにあった教材を各教室の代表者と相談のうえ購入し、教室のより良い運営に繋がります。	生涯学習課・中央公民館 (地域日本語教室)
		・外国人住民への適切な情報提供のため、日本語教室の開設状況等を情報収集し、SNS等で発信します。	人権・男女共生課 (多文化共生プラザ)
	多様なニーズへの対応力を高めるための日本語ボランティア講座の開催	・外国人・男女共生課と情報共有しながら、広報まつもと等を用いて教室の情報発信を行います。	生涯学習課・中央公民館 (地域日本語教室)
		・参加者のニーズ分析や国、県の政策を勘案しながら、日本語ボランティアの知識やスキルの向上につながる講座を開催します。また、ボランティアでは対応が難しいケースを想定した、日本語講座の在り方も研究します。	生涯学習課・中央公民館
情報交換や交流をベースにした日本語学習活動の支援	・活動場所の提供や広報などに協力します。	人権・男女共生課	
1-4-2	日本語教室における日本人キーパーソンの登録推進	・普段から外国人住民と交流がある日本語ボランティアの方のキーパーソン登録を推進します。	人権・男女共生課
	【見直し】長野県地域日本語教育コーディネーターとの連携	・長野県地域日本語コーディネーターと連携し、日本語教室のより良い運営に繋がっていくとともに、各教室のスタッフへの助言、相談等にご協力をお願いしていきます。	人権・男女共生課 生涯学習課・中央公民館 (地域日本語教室)

1-4-3	【見直し】さまざまなニーズに対応する日本語教室の開設	・日本語教育推進法を踏まえ、新たな地域日本語教育の体制づくりを目指します。 ・国・県の施策等の情報収集に努めます。 ・参加者のニーズや生活圏などを分析し、新規教室開設について各地区公民館等と検討します。 ・国・県、市の施策や参加者のニーズ等を勘案しながら、ボランティア中心の日本語教室だけではなく、より専門的な学習を行える教室等の開設を検討します。	人権・男女共生課 生涯学習課・中央公民館
	【新規】日本語教育推進体制の充実のための、横断的な体制の構築	・日本語教育推進法に基づき、関係課で連携し、日本語教育推進体制の整備を目指します。	人権・男女共生課 生涯学習課・中央公民館 学校指導課
2-1-1	学校生活やルール等をまとめたガイドブックの作成と活用	・対象児が在籍する保育園及び保護者に配布した。入学前ガイダンスの説明資料として活用します。	学校指導課
	「放課後児童健全育成事業」の周知	・外国人住民の保護者及び児童に対し、学校及び指定管理者等と連携を取りながら、事業内容について通訳による説明を行います。	こども育成課
	入学前ガイダンスの案内と資料の多言語化	・小・中・高等学校入学にあたっての保護者の不安を解消するための、各言語に対応した「進学ガイド」を作成します。	学校指導課
	関係機関との連携による入学前ガイダンス周知	・保育課と連携し、日本語支援が必要な家庭へ入学前ガイダンス開催を周知します。	学校指導課
	入学・進学前ガイダンスの実施(未就学児・小学生・中学生対象)	・説明会の実施に当たり、資料を公立・私立保育園、幼稚園、認定こども園各園へ配布し、関係機関との連絡調整を行います。 ・小・中・高等学校入学にあたっての保護者の不安を解消するための就学ガイダンスを実施します。	保育課 学校指導課
2-1-2	【見直し】日本語教育推進体制の充実のための、横断的な体制の構築【再掲】	・日本語教育推進法に基づき、関係課で連携し、日本語教育推進体制の整備を目指します。	人権・男女共生課 生涯学習課・中央公民館 学校指導課
	支援に当たっている教職員の支援力の向上のため研修会等の定期的開催	・日本語支援開始に当たって切警戒を開催し、学校での支援体制や事務手続きについて、支援に関わる教職員に周知します。	学校指導課
	【見直し】学校との連携による支援体制づくり	・指導主事の学校訪問や定例の松本市子ども日本語教育センター連絡会において、支援対象児童生徒の学習状況等を把握します。また、松本市子ども日本語教育支援員の授業を随時参観し、支援の状況や児童生徒の状況を把握し対応します。	学校指導課
	学校における日本語・バイリンガル支援員の養成講座の開催	・「松本市子ども日本語教育支援員養成研修」を随時実施します。	学校指導課
	【見直し】日本語・バイリンガル支援員登録制度の活用	・ニーズに合わせて積極的に配置します。	学校指導課
	進路ガイダンスの実施(高校・大学・就職)	・「中学生のための進学相談会」において高校以上の進路についての説明を行います。	学校指導課
	子ども日本語教育センターと多文化共生プラザの連携	・子ども日本語教育センターと多文化共生プラザとが、生活上の困りごとを抱えた外国人児童・生徒またはその保護者の生活環境や学校での様子等の情報を共有し連携します。	学校指導課 人権・男女共生課
	多言語相談での個別対応	・各校の依頼を受け、個別懇談会等に通訳を派遣し、進路指導、生活指導等に対応します。 ・懇談会などへの通訳者派遣を実施します。	学校指導課 人権・男女共生課
	松本版コミュニティスクールを活用した学校での国際理解及び多文化共生教育の推進	・地域と学校が連携した国際理解及び多文化共生教育が推進できるか各校運営委員会にて検討します。 ・学校と地区公民館が連携をし、コミュニティスクール運営委員会等で事業実施に向けた熟議を行います。松本版コミュニティスクールの仕組みを活用して、地域に住む外国籍住民と児童・生徒の交流を行い、国際理解や多文化共生教育に繋がります。	学校指導課 生涯学習課・中央公民館 (地区公民館)
	松本版コミュニティスクールを活用した学習及び生活支援の推進	・松本版コミュニティスクールを活用し、各校において外国語活動の講師や異文化交流の講師を招き、学習支援として実施します。 ・松本版コミュニティスクールの学校支援の仕組みを用いて、授業時間中の補助や放課後の宿題の補助、読み聞かせなど地域住民が学習支援を実施を各地区、各校の実情に応じて検討します。	学校指導課 生涯学習課・中央公民館 (地区公民館)
	文化の相互理解の推進	・各校の学校人権教育において実施します。 ・公民館事業や地区人権啓発推進協議会等で多文化共生に関わる講座を実施します。また、多くの国や地域を紹介しながら交流を行う、松本国際ふるさと祭り「こいこい松本」の開催に参画し、文化交流に繋がります。	学校指導課 生涯学習課・中央公民館 (地区公民館)
	母語図書購入	・現在女性センターに母語図書を配架しており、今後も充実を図ります。	人権・男女共生課
	【見直し】母語・母文化教育に繋がる国際理解交流の実施	・外国人児童・生徒が抵抗感がなく自身の母語・母文化を学べるよう、日本人児童・生徒も含めた国際理解の機会をつくります。	人権・男女共生課 (多文化共生プラザ)
	2-1-3	高校進学率を含む進路状況の調査	・対象生徒の日本語力についての資料を作成し、入学先の高等学校に送付します。
就学状況調査の実施(不登校含む)		・不登校については外国籍児童生徒関係なく関わります。	学校指導課
不登学、不登校児童・生徒のいる家庭への個別対応		・不登学については、学校教育課から該当者に通知を対応します。不登校への対応は外国籍児童生徒関係なく実施します。 ・多文化共生プラザで、相談に応じるとともに、該当児童・生徒の日本語学習機会確保を図ります。	学校指導課 人権・男女共生課 (多文化共生プラザ)
「ヤングにほんご教室」の活用		・来庁者及び就学ガイダンス参加者や研修会参加者等に、「ヤングにほんご教室」について紹介し周知します。 ・ヤングにほんご教室は、外国由来の児童・生徒の学習面と精神面でのサポート活動を実施しているため、中央公民館としても共催事業として必要な支援を実施し、引き続き連携協力体制を築きます。	学校指導課 生涯学習課・中央公民館
日本語教室での子どもの受入れ		・日本語教室への子どもの受け入れは可能であるが、子どもに特化した教室は限られているため、人権・男女共生課や学校指導課、こども育成課等と情報共有をしながらニーズを把握し、受け入れ体制の強化などを検討していきます。	生涯学習課・中央公民館
子どもを取り巻く状況、ニーズを把握しながらの教室運営		・市内日本語教室や人権・男女共生課、学校指導課、こども育成課、地区公民館などと連携をしながら情報共有を進め、教室運営に繋がります。	生涯学習課・中央公民館
未就学児の現状把握		・公立私立保育園・幼稚園・認定こども園での「入学予定児童に係る外国籍児童の実態調査」を実施し、子どもや保護者の実態を把握し、小学校へ情報提供を行います。	保育課
未就学児への指導実施		・日本語支援が必要な来入児のためのプレ日本語教室を行います。	学校指導課

2-2-1	「子育てガイドブック」の多言語化	・現在の「子育てガイドブック」は、民間業者との協定により協働発行しており、広告料により作成しているため、多言語化による費用対効果が見込めないことから多言語化は困難な状況である。「子育てガイドブック」は令和3年度に大幅改定を予定しているため、改定に合わせて多言語化の検討をするともに、既存の多言語生活ガイドブックに必要な情報を追記するなど、別の手法についても研究をします。	こども育成課
	多言語による「つどいの広場事業」と「こどもプラザ事業」の周知	・外国人住民に適切な子育て支援情報を提供するため、多言語化チラシを開発し、こどもプラザ等の子育て支援施設窓口へ設置します。	こども育成課
	【新規】入園時、在園中の多言語化対応による保護者支援	・保護者のニーズに合わせ、必要に応じて通知文等の翻訳を依頼し、保護者への支援を行います。	保育課
2-2-2	相談事業における家庭児童相談員との連携	・子どもに関する悩みや困りごとなど、多文化共生プラザで受けた相談に応じ、家庭児童相談員との連携を図ります。	人権・男女共生課 (多文化共生プラザ) 関係課
	保育士や民生委員・児童委員との連携	・園長研究会や民生委員・児童委員全体研修会を通して、多文化共生プラザの周知を図るとともに、事業に応じ、保育士や民生委員・児童委員と連携を図ります。	人権・男女共生課 (多文化共生プラザ) 関係課
	健診における保健師との連携	・保健センターからの依頼により、健診への通訳者の派遣を実施します。	人権・男女共生課
	【見直し】こどもプラザでの情報提供	・多文化共生プラザや病児後保育などの情報を多言語で提供します。	人権・男女共生課 (多文化共生プラザ) 関係課
	【見直し】交流の場となる「多文化共生サロン」の実現		人権・男女共生課 関係課
2-2-3	育児相談・指導の実施	・保健センターや市役所における外国人住民の育児相談・指導を行います。	健康づくり課
	こどもプラザや保健センター等を利用することができない保護者(親子)への個別支援	・地区担当保健師による家庭訪問等を実施します。	健康づくり課
	母子手帳を多言語で配布	・母子手帳を多言語で配布(英語、韓国語、中国語、タイ語、タガログ語、ポルトガル語、インドネシア語、スペイン語、ベトナム語)します。	健康づくり課
	予防接種予診票を多言語で作成	・要望に応じて6か国語(英語、中国語、タガログ語、韓国語、ポルトガル語、タイ語)で作成します。	健康づくり課
	予防接種通知文の中に多言語の予診票があることを記載	・英語で案内しています。基本の6か国語で対応困難な場合は国仕様の予診票をお渡しします。(ベトナム語、スペイン語、インドネシア語、ネパール語、アラビア語、イタリア語、ドイツ語、フランス語、モンゴル語、ロシア語)	健康づくり課
	乳幼児健診のおたずね票を多言語で作成	・通知文に英語で記載しています。	健康づくり課
3-1-1	【見直し】SNS等を用いた「やさしい日本語」と多言語による防災に関する情報の提供	・災害情報については、やさしい日本語で発信することに努めており、今後も対応します。 ・外国人住民向けのページを作成し、やさしい日本語で防災知識等を提供します。 ・災害発生前後にはSNS等で、やさしい日本語を含む多言語での情報発信を実施します。	危機管理課 人権・男女共生課 (多文化共生プラザ)
	【見直し】松本安心ネットやアラート等を活用した、やさしい日本語による災害情報発信についての研究	・情報伝達の多重化及びやさしい日本語での災害情報発信について研究します。	危機管理課
	キーパーソンの活用による伝達体制の研究	・より多くの外国人住民に防災・災害情報を伝達するため、キーパーソンとの情報伝達体制を強化します。	人権・男女共生課
3-1-2	居住地区の防災訓練・避難所設営訓練への参加(避難所の確認、役割の確認)	・日々のSNS等での情報発信を通じ、外国人住民への防災意識の啓発に努め、防災訓練等への参加を促進します。 ・人権・男女共生課と連携し、防災訓練等への参加を促します。	人権・男女共生課 危機管理課
	外国人住民・キーパーソン・地区住民合同の災害時対応講座の実施	・防災訓練等への参加を呼びかけるとともに、多言語による表示等の活用により、外国人住民にわかりやすい内容となるよう努めています。 ・避難所等実施する避難所運営訓練の中に、「日本語の不自由な外国人住民への対応」「多言語表示シートの活用」「多言語での情報の発信」といった要素を入れる。 ・キーパーソン研修会、出前講座などを通じ、外国人・日本人住民の防災意識高揚を図ります。 ・人権・男女共生課と連携し、災害対応講座を実施します。	地域づくりセンター 人権・男女共生課 危機管理課
	災害時要援護者支援プランの推進(避難行動要支援者名簿の周知啓発)	・キーパーソンとの連携を図り、いざという時に外国人住民が困らないよう講座を実施していきます。	地域づくりセンター
	多言語支援センターの組織編制・業務内容・他団体との連携についての確認	・条例に基づき、災害時等に一定の配慮が必要な要支援者の個人情報拒否の申し出がない限り、平常時から地域関係者へ提供し、地域における避難支援体制づくりを進めるため、制度内容についての周知方法等を検討します。	福祉計画課
	多言語支援センターの設置・運営訓練の実施	・訓練を通じ、業務内容を確認するとともに、他団体との連携・役割分担を整理します。 ・市民団体、キーパーソンとも連携した災害多言語支援センター設置・運営訓練を実施します。	人権・男女共生課
3-2-1	小さな子供がいる家庭やひとり親家庭でも、安心して仕事ができるサポート体制の構築	・安心して働くことができるサポート体制を整えるため、各関係機関との連携体制の構築や、預かり事業の情報を多言語化する等の検討を進めます。	こども育成課
	既存機能の周知のため、相談機関をリスト化し多言語による情報発信	・リストを整備し、年1回内容の見直しを行います。	労政課
	問題発生以前に、情報収集ができるよう、ハローワーク窓口などで相談機関をリスト化したチラシを配布	・リストを整備し、年1回内容の見直しを行います。また、ハローワーク等関係機関窓口でチラシの設置を依頼し、リストの活用促進を図ります。	労政課
3-2-2	【新規】スムーズな住宅確保につながる支援	・国が作成しているガイドブックの活用や住宅確保を支援する各種制度の適切な周知を図ります。	人権・男女共生課 (多文化共生プラザ)
	【新規】定住希望者が安心して暮らし続けるための就労支援	・長野労働局とも連携した支援に取り組みます。	労政課
	外国人就労・定着支援研修等による日本語習得	・外国人就労・定着支援研修実施団体との連携を図るとともに、当該研修の周知に協力します。	人権・男女共生課
	多言語対応のない相談機関と既存の多言語機関(ハローワーク・多文化共生プラザ等)との連携	・相談窓口にて多言語対応が必要なときは、市の多言語相談員の派遣を依頼するなど連携を図ります。また、外国人労働者に関する情報の共有を図ります。	労政課
3-2-3	就労支援を実践している企業の紹介	・実践事例を収集し、「労政まつもと」に紹介記事を掲載します。	労政課
	外国人労働者に対する理解を促進するため、外国人を雇用した良好事例などの発信	・事例を収集し、「労政まつもと」に紹介記事を掲載します。	労政課
	異文化理解の啓発や異文化間の摩擦を解決した具体的事例など、企業に役立つ情報の発信	・事例を収集し、「労政まつもと」に紹介記事を掲載します。	労政課

		・関係団体や医療機関等と連携し、多言語表示の案内等の作成を検討します。	医療課
3-3-1	外国人住民が医療機関へ行きやすくなるための多言語表示の作成、活用促進(看板・医師用指差し会話帳・多言語対応職員ワッペン等)	・外国人患者対応シート(受付・会計用、医師・看護師用の2種類)により、5カ国語(英語、ハングル語、中国語、ポルトガル語、スペイン語)に対応できるようにしている。院内の表示については新病院建設の際に対応できるよう検討する。(松本市立病院)	病院局
	多言語対応医療機関のリスト作成	・関係団体や医療機関等と連携し、多言語対応医療機関のリスト化に向け検討を進めます。	医療課
	多言語対応医療機関の表示(各医療機関や薬局に対応可能マーク等の提示)	・関係団体や医療機関等と連携し、多言語対応医療機関の表示案内の作成等の検討を進めます。 ・院内の表示については新病院建設の際に対応できるよう検討する。(松本市立病院)	医療課 病院局
3-3-2	既存の医療通訳システム、通訳者に対する研修・制度などの情報収集	・国の施策や他自治体の事例について、情報収集に努めます。	人権・男女共生課
		・関係団体や医療機関等と連携し、国や県、民間などの研修、制度などの情報収集に取り組みます。	医療課
	県、近隣都市や医療機関との連携を呼びかけ、実現可能な通訳システムの研究、キーパーソンネットワーク活用研究	・実現可能な通訳システムの構築について、研究します。	人権・男女共生課
3-3-3	健康診断などの既存サービスの周知を多言語で情報発信(通知封筒多言語化、多言語サービスリスト化)	・正確な情報伝達を図るため、健康診断などの通知・封筒への表記を多言語化します。	健康づくり課
	健康相談や健康診断で、通訳派遣等外国人住民が利用しやすい仕組みづくり	・円滑なコミュニケーションを図るため健康相談や健康診断における通訳派遣等を検討します。	健康づくり課
		・保健センターからの依頼に応じ、通訳派遣を実施します。	人権・男女共生課
4-1-1	町会長や民生委員、町内公民館長等地域リーダーへの啓発研修の実施	・町会長において、多文化共生の啓発に取り組みます。 ・民生委員・児童委員への啓発研修を実施します。	地域づくりセンター 福祉計画課
	学校向け、地域向け、行政向けの出前講座プログラムの作成・情報発信	・松本市町内公民館館長会員の研修に、多文化共生に関する事項を行い、町内公民館長の理解を深めます。	生涯学習課・中央公民館 (地区公民館)
	出前講座の活用促進	・依頼元に応じた出前講座プログラムを作成するとともに、講座依頼の増加のための情報発信に努めます。 ・松本市出前講座「いい街つこう!パートナーシップまつもと」において、引き続き多文化共生に関する項目を取り上げ、市民向けの出前講座として活用を図ります。	人権・男女共生課 生涯学習課・中央公民館
	外国人住民が発信する事業への支援	・当該関係団体等において、出前講座を活用してもらうようPRします。	人権・男女共生課
	キーパーソンネットワークとの連携による啓発	・外国人住民の活躍を応援するため、多文化共生プラザへのチラシ設置、Facebookでの発信に協力します。	人権・男女共生課 (多文化共生プラザ)
	地域社会に参画している外国人住民の事例紹介	・キーパーソンにイベント講師を依頼するなどし、キーパーソンの個性を生かしたイベントを講じ、地区住民への啓発に努めます。 ・町会長をはじめとする様々な機会を通じて、地域で活動している外国人住民の取り組みを紹介していきます。	人権・男女共生課 地域づくりセンター
		・地区人権啓発推進協議会や私たちのまちづくりの集い等で多文化共生が取り上げられた際に、外国人住民の事例を紹介しながら多文化共生に関する理解を深められるよう取組みます。また、松本国際ふるさと祭り「こいこい松本」の開催に参画し、松本に住む外国人住民の活動を紹介していきます。	生涯学習課・中央公民館
4-1-2	日本人住民を対象としたやさしい日本語講座の実施	・市職員に対する「やさしい日本語」研修を実施します。 ・出前講座を活用し、「やさしい日本語」の普及を図ります。	人権・男女共生課
	【新規】多文化共生に資する町会文書翻訳体制の充実【再掲】	・地域での多文化共生を推進するため、地域に住む外国人住民に周知する必要がある文書等を翻訳する体制づくりを目指します。	人権・男女共生課
4-1-3	多文化共生に関する交流イベント情報の収集と提供	・多文化共生プラザFacebookで積極的に情報発信します。	人権・男女共生課 (多文化共生プラザ)
	外国人支援団体等との連携	・外国人支援団体等との多文化共生に関する情報の共有・提供を実施します。	人権・男女共生課 (多文化共生プラザ)
	理解し合うための交流イベントの実施	・料理教室などの交流イベントを開催します。 ・地区福祉ひろばなども連携し、地域での交流イベント開催を推進します。	人権・男女共生課 (多文化共生プラザ)
	拠点周知と多文化共生プラザ活用の促進	・様々な媒体で多文化共生プラザの周知を図り、多文化共生プラザの活用を促進します。	人権・男女共生課 (多文化共生プラザ)
	多文化共生イベント等の広報に関する支援	・多文化共生プラザへのチラシ設置、Facebookでの発信に協力します。	人権・男女共生課 (多文化共生プラザ)
		・地区の行事等にやさしい日本語を使ったチラシの作成をすることや、中信多文化共生ネットワークに依頼をし、Facebook等で情報発信を依頼していきます。	生涯学習課・中央公民館
	多文化共生イベント等の企画・運営に関する支援	・多文化共生イベント等の企画・運営に関する相談にも応じます。 ・地区の事業等で多文化共生に関する事業を実施する際には、必要な情報提供や関係機関に繋ぐ等の支援を実施します。また、松本国際ふるさと祭り「こいこい松本」に企画・運営でそれぞれ参画していきます。	人権・男女共生課 (多文化共生プラザ) 生涯学習課・中央公民館
4-2-1	キーパーソンネットワークの形成	・研究会などを通じキーパーソン同士、キーパーソンと行政の繋がりを強化し、円滑な情報伝達体制にも繋がるキーパーソンネットワークの形成を目指します。	人権・男女共生課
	キーパーソンネットワークを活かした支援	・キーパーソンと行政(多文化共生プラザ)との繋がりを活かし、円滑な外国人住民支援を実施します。	人権・男女共生課
	地域づくりセンターとの連携	・各地区のキーパーソンと地域づくりセンターが連携し、交流イベントの実施や、外国人住民支援に繋がる体制づくりに取り組みます。	人権・男女共生課
		・キーパーソンと連携を図りながら、活動の支援に取り組みます。	地域づくりセンター
	外国人キーパーソンを「多文化共生推進協議会」委員に委嘱	・外国人キーパーソンを「多文化共生推進協議会」委員に委嘱し、外国人住民の意見を施策の企画・立案に反映します。	人権・男女共生課

4-2-2	外国人住民も情報を得やすい広報	・地域へのやさしい日本語の普及により、外国人住民も情報を得やすい広報を目指します。	人権・男女共生課
	地区住民による地区行事等への参画の働きかけ	・町会との連携を図り、行事への参画を働きかけます。	地域づくりセンター
		・文化祭や運動会、防災訓練など地区行事に外国人住民が参加できるよう、やさしい日本語を使った広報や地域のキーパーソンを通じた連絡を依頼し、参画を働きかけていきます。	生涯学習課・中央公民館
		・交流イベント等を通し、日本人・外国人住民の多文化共生意識を高めます。	人権・男女共生課
	外国人住民を学習会等の講師として依頼	・公民館と連携を図り、講座の実施について検討していきます。	地域づくりセンター
		・公民館講座や地区人権推進協議会において、外国人住民を講師に迎えた多文化共生推進を図る事業を実施します。	生涯学習課・中央公民館
・地区のキーパーソンにも講師を依頼します。		人権・男女共生課	
4-2-3	交流・親睦の楽しさのPR	・町会長会をはじめとする様々な機会を通じて、楽しさをPRしていきます。 ・地区公民館や地区福祉ひろば、社会福祉協議会各地区支会、地区人権教育推進協議会の事業や予算を活用し、料理や遊びの紹介や体験などを通じて「異文化理解」の楽しさを体験する会を設ける。	地域づくりセンター
		・公民館のサークルや公民館講座などに外国人住民が参加しやすい環境を作るとともに、活動をPRできる機会を検討していきます。また「やさしい日本語」での広報や日本文化を体験できる事業等、外国人の住民に日本でしかできない学びや体験を提供し、親睦を楽しんでもらえるような企画を検討していきます。	生涯学習課・中央公民館
		・広報まつもと、多文化共生プラザFacebook、メディアなど様々な媒体で多文化共生イベント情報を発信し、交流・親睦の楽しさをPRします。	人権・男女共生課 (多文化共生プラザ)